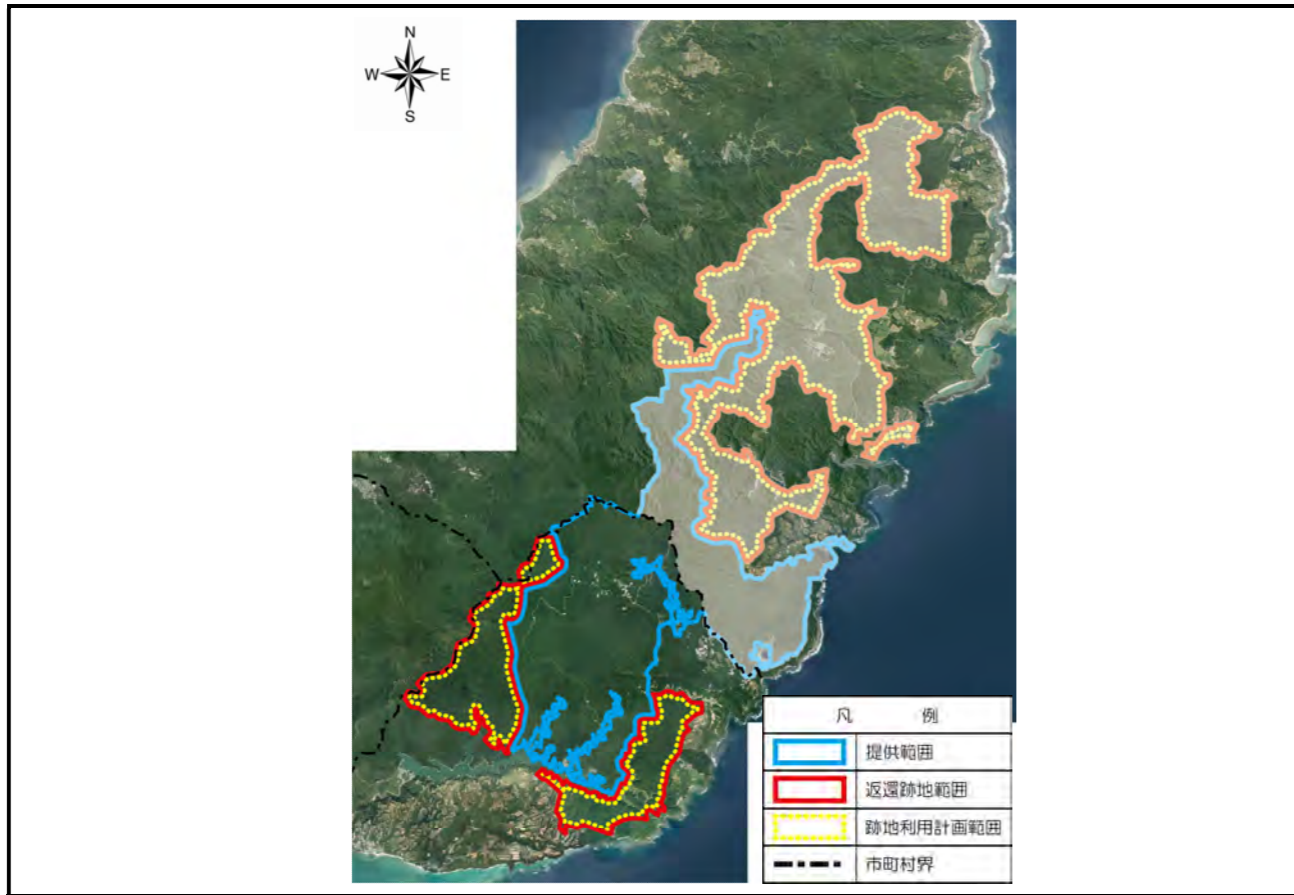


# 北部訓練場（東村）

返還跡地



返還跡地周辺の現況



## ■返還跡地の概要等

□ 概 要					
面 積	1,117.0ha		■内訳		面積は、北部訓練場返還予定区域面積のうち東村部分のみを記載しているが確定値ではない。 (内訳は東村提供)
	国有地	1,117ha	100%		
	県有地	0ha	0%		
	市町村有地	0ha	0%		
	民有地	0ha	0%		
所 在 地	東村（字高江、字宮城、字川田）				
位置及び現況	位置：沖縄本島北部、福地ダム北側の森林地帯 現況：大部分が原生林				
使用状況	管理権：海兵隊（対ゲリラ訓練、歩兵演習、ヘリコプター演習等）				

□ 沿 革	
昭 32. 10. 25	●「北部海兵隊訓練場」として使用開始。（米軍の統治下にあった復帰前から海兵隊のゲリラ演習場として使用）
昭 47. 5. 15	●「北部訓練場」として提供開始。
昭 49. 1. 30	●第 15 回日米安全保障協議委員会において、北部ダム用地部分の返還と地位協定第 2 条第 4 項 (b) の使用を合意。
昭 51. 7. 8	●第 16 回日米安全保障協議委員会において、一部（1,280ha）の無条件返還を合意。
平 2. 6. 19	●日米合同委員会において、軍転協から返還要請のあった土地の一部（450.4ha：第 16 回安保協事案 263.4ha 含む）の返還に向けて調整・手続きを進めることを確認（その後面積を見直し）。
平 5. 3. 31	●平成 2 年の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認された土地（約 479ha）を返還。
平 8. 12. 2	●SAC0 最終報告において、平成 14 年度末を目処に「北部訓練場」の過半（約 3,987ha）を返還し、また、特定の貯水池（約 159ha）の共同使用を解除することを合意。
平 10. 12. 17	●日米合同委員会において、「安波訓練場」の返還条件として合意された土地（約 38.2ha）及び水域（約 121ha）を追加提供。
平 19. 10. 31	●日米合同委員会において、返還承認された約 9ha の土地を返還。
平 28. 12. 21	●日米合同委員会において、移設工事が完了したヘリコプター着陸帯（4 箇所）及び進入路を提供することを承認。また、北部訓練場の過半の返還を日米が共同発表。
平 28. 12. 22	●SAC0 最終報告で合意された「北部訓練場」の過半（約 4,000ha）を返還。

## ■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画	
●平成 8 年度に「北部訓練場跡地利用基本構想」を策定。	※世界に誇れるやんばるの貴重な自然を保全し、次代に継承していくための環境教育の場、学習の場としての「亜熱帯自然保護センター（仮称）」を核とした基本構想を策定。
	※自然資源の保全を念頭におき、福地ダムを中心とした自然を観光資源（自然観察船・カヌー体験）として活用。
●現在は、環境省が国立公園指定及び世界自然遺産への登録に向けての取組を実施中。	※平成 28 年 9 月 15 日に環境省より「やんばる国立公園：陸域のみ（13,622ha）」に指定。
	※北部訓練場については、返還後に追加で国立公園指定及び世界自然遺産へ登録予定。
	※村としては福地ダム周辺を整備し、ダムツーリズムを検討中。

□ 事業段階	
跡地利用計画未着手	●北部訓練場を除く地域について、環境省が推進する国立公園指定及び世界自然遺産登録に向けての取組を実施中。